

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関間での個人情報の共有の際の
個人情報保護法の取扱いについて

令和2年4月28日
個人情報保護委員会事務局
厚生労働省医政局

問 新型コロナウイルスに感染した患者の個人情報について、当該患者への医療の提供のために、当該患者の転院に当たって、転院元の医療機関から転院先の医療機関へ必要な個人情報を提供する場合に、当該患者の同意を得る必要があるか。

(答)

- 御指摘のケースについては、以下に示す同意を得る必要が無い場合を除き、転院元の医療機関において、院内掲示等により、個人情報の利用目的を明らかにし、患者から留保の意思表示がない場合には、「黙示の同意」が得られていると考えられ、必要な個人情報の提供が可能です。この場合、転院先の医療機関においては、あらかじめ本人の同意を得た個人情報の取得に該当し、改めて本人の同意を得る必要はありません。
- また、同意を得る方法については、文書による方法に限らず、口頭、電話により同意を得、診療録等に同意を得た旨を記録しておく方法も認められます。
- ただし、例えば、次のような場合には、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」（個人情報保護法第23条第1項第2号）や、「公衆衛生の向上に特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」（同項第3号）に該当することから、必要な個人情報の提供に際して、本人の同意を得る必要はありません。なお、この場合、転院先の医療機関においても、本人の同意の取得の例外に該当します（同法第17条第2項第2号・第3号）。
 - ・ 患者が意識不明である等、本人の同意を得ることができない場合で、本人への医療の提供のために他の医療機関等と必要な個人情報を共有したり、当該患者の家族等からの安否確認に対応する必要がある場合
 - ・ 新型コロナウイルス感染症患者への対応に当たって、他の患者等への感染を防ぐための家族等濃厚接触者の迅速な把握、非常に多数の感染症患者在転院先へ一時に搬送された場合の家族等からの転院元への問合せに対する迅速な対応、本人への医療の提供のために他の医療機関等と必要な個人情報を迅速に共有することが非常に重要であり、本人の同意を得るための作業を行うことが著しく不合理である場合
- ※ 患者が現に受診している医療機関から、上記の理由により患者の同意を得ることができないとして、当該患者の過去の個人情報の照会を受けた場合に必要な個人情報を提供する場合も含む。